
**国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画
の見直しについて
子ども・子育て支援事業計画**

令和7年11月
国分寺市

1

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて

国分寺市では、令和7年2月に「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和7年度～11年度）」（以下「計画」と言います。）を策定し、子ども若者・子育て支援施策を総合的に進めております。

この度、小学校就学前児童の認可保育所の入所率が想定以上に高まってきており、子育て環境の変化に速やかにしっかりと対応していくため、計画を見直しすることとなりました。また、令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」において、「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていることを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされたことから、本市の計画においても文言を追記する必要があります。

つきましては、第5章「4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」及び「5 地域子ども・子育て支援事業」のうち「(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、計画からの変更を行います。

2

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る状況について

本市では、計画に基づき、保育所の整備を進め、待機児童の解消に努めてまいりました。

直近においては、認証保育所の認可保育所への移行や老朽化した民設民営認可保育所の建替えに伴う認可保育所の入所定員の増員、更なる認可保育所での定員の弾力化や定期利用保育事業、ベビーシッター利用支援事業を実施しました。

計画では、令和7年4月1日時点では、11人（1歳児7人、2歳児4人）の待機児童を見込んでおり、発生した待機児童に対しては定期利用保育事業とベビーシッター利用支援事業で対応するものとしていました。しかし、令和7年4月1日時点での実際の待機児童は、定期利用保育事業とベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いても、9人（1歳児7人、2歳児2人）となりました。そのため、計画においては、令和8年度に待機児童を解消する予定となっていましたが、令和7年度の保育所入所申し込み者数が、1歳児、2歳児において、計画の想定以上に増えていることから、再度検証を行った結果、待機児童解消のためには新たに何らかの確保方策が必要であることが判明いたしました。

3

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る量の見込みと確保方策の算出方法について

1 人口の見込みについて

本計画では、コーホート要因法^{※1}を用いた国分寺市人口ビジョン（第3版）（令和5年12月策定）の数値をベースに推計しておりますが、想定以上に令和7年4月1日の0歳児の人口数が落ち込んだことから、改めて人口の見込みを再推計しました。

0歳児については、直近の出生状況を踏まえ、改めて推計しておりますが、それ以外の各年齢の人口の伸び率については、当初の計画と同じものとなっております。

国分寺市の未就学児童人口における計画、実績、変更計画

(各年度4月1日) 【単位：人】

年齢	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	現計画	実績	現計画	変更計画	現計画	変更計画	現計画	変更計画	現計画	変更計画
0歳	866	850	857	828	845	807	836	786	830	766
1歳	916	916	898	881	889	859	876	837	861	809
2歳	995	1,010	916	916	898	881	889	859	876	837
3歳	1,031	1,010	1,000	1,015	921	921	902	885	894	864
4歳	1,064	1,065	1,041	1,019	1,010	1,025	929	929	910	893
5歳	1,065	1,068	1,069	1,070	1,046	1,023	1,015	1,030	933	933
合計	5,937	5,919	5,781	5,729	5,609	5,516	5,447	5,326	5,304	5,102

※1 コーホート要因法

同年又は同期間の過去における実績人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 2号認定及び3号認定に係る量の見込みの算出方法について

(1) 量の見込みの算出方法

2号認定及び3号認定^{※2}に係る量の見込みは、以下に示す方法により、推計児童数（人口推計における0歳から5歳の人口を指します。以下同じです。）に想定利用割合を乗じた値により算出します。想定の利用割合は、令和7度の利用割合の実績値をベースにし、各年度年齢別に設定します。（以下（2）～（4）で記載します。）

【算出方法】

$$\text{令和7年度の利用割合} = \frac{\text{入所児童数}}{\text{各年齢別児童人口（令和7年4月1日）}}$$

$$\text{各年度における量の見込み} = \{ \text{推計児童数} \times \text{想定利用割合} \}$$

(2) 0歳児の想定利用割合

0歳児の利用割合は、令和2年度の31%をピークに徐々に減少に転じてきていますが、近年27%前後で推移しています。想定利用割合は、令和7年度の実績値（27%）で推移するとして設定します。

0歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	27%	—	—	—	—
想定割合	—	27%	27%	27%	27%

(3) 1歳児の想定利用割合

1歳児の想定利用割合は、令和7年度の実績値（68%）をベースに、令和8年度は、そろそろ一定高止まりの可能性もありますが、令和7年10月から始まった保育の無償化の影響を踏まえ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして設定します。

1歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	68%	—	—	—	—
想定割合	—	71%	72%	73%	74%

(4) 2歳児から5歳児の想定利用割合

実績値から2歳児以降の想定利用割合は、2歳児については、令和8年度は、1歳児と同じく保育の無償化の影響を踏まえ3%増、令和9年度は、前年の1歳児の増加の影響を反映させ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして設定します。3歳児以降については、令和7年度のそれぞれの実績値をベースに保育の無償化の影響を反映させた上、3歳児から5歳児まで想定利用割合は、その想定利用割合のまま進級するものとして設定します。

2歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	69%	—	—	—	—
想定割合	—	72%	75%	76%	77%

3歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	62%	—	—	—	—
想定割合	—	64%	67%	70%	71%

4歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	60%	—	—	—	—
想定割合	—	62%	64%	67%	70%

5歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	59%	—	—	—	—
想定割合	—	60%	62%	64%	67%

※2 認定区分

- 1号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園、認定こども園での教育を希望する場合（教育標準時間）
- 2号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労、疾病などの事由により、保育所、認定こども園等での保育を必要とする場合（保育認定）
- 3号認定 … 満3歳未満の子どもで、保護者の就労、疾病などの事由により、保育所、認定こども園等での保育を必要とする場合（保育認定）

3 1号認定に係る量の見込みについて

1号認定に係る量の見込みは、以下のとおり、3歳児から5歳児の推計児童数から保育の必要性がある2号認定に係る量の見込みを除いた数としています。

【算出方法】

$$\begin{aligned} &\text{各年度における量の見込み} \\ &= 3\text{歳児から}5\text{歳児までの推計児童数} - 2\text{号認定に係る量の見込み} \end{aligned}$$

4 2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対する確保方策について

2号認定、3号認定に係る量の見込みは、計画同様に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することとします。

確保方策については、認可保育所での保育のニーズが非常に高まっていることを踏まえ、新たに民設民営の認可保育所の設置を検討してまいります。

認可保育所の整備に当たっては、見直した計画の想定以上の保育所利用率の増加にも一定対応できるよう、定期利用保育の実施も事業者に求める予定です。

なお、認可保育所を新たに整備することで、現在、待機児童対策として活用している定期利用保育について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業への転用も可能となるため、子育て支援の更なる拡充にも寄与できるものと考えております。

新設民設民営認可保育所整備見込み

【単位：人】

施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
新設民設民営認可保育所	—	14	14	14	14	14	70

1号認定に係る量の見込みは、特定教育施設の幼稚園(以下「新制度幼稚園」といいます。)、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

本市の児童は、市内の幼稚園、市外の幼稚園又は市外の認定こども園へ通園しています。児童の通園状況は、今後も同様であると想定されることから、量の見込みに対する確保量の算出については、次のとおりです。

【算出方法：新制度幼稚園及び認定こども園】

$$\text{各年度における確保量} = (1\text{号認定の量の見込み} - \text{市内未移行幼稚園確保量})$$

$$\times \frac{\text{令和7年度 市外新制度幼稚園 通園児童数} + \text{令和7年度 認定こども園 通園児童数}}{\text{令和7年度 市外幼稚園通園児童数}} + \text{市内新制度幼稚園}^{\ast 3}$$

【算出方法：未移行幼稚園】

$$\text{各年度における確保量} = \text{市内未移行幼稚園確保量}^{\ast 4} + \text{市外未移行幼稚園確保量}$$

$$\text{市外未移行 幼稚園確保量} = ((1\text{号認定の量の見込み} - \text{市内未移行幼稚園確保量})$$

$$\times \frac{\text{令和7年度 市外未移行幼稚園通園児童数}}{\text{令和7年度 市外幼稚園通園児童数}}) - \text{市内新制度幼稚園}$$

※3 市内新制度幼稚園 … 白鳥幼稚園が令和7年4月より新制度に移行

※4 市内未移行幼稚園確保量 = 市内未移行幼稚園合計定員数 - 市外からの通園見込児童数

市外からの通園見込児童数は、令和5年度から令和7年度までの各園の市外からの通園児童数の平均値の合計に、3歳から5歳までの推計児童における対前年度伸び率を乗じて得た数

4

幼稚園、保育所等の量の見込みと確保方策について

計画第5章「4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」における令和8年度から11年度までの量の見込みと確保方策は、以下のとおり計画を変更します。

【単位：人】

令和8年度 現計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			0歳
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		3,110	916	898	857	
量の見込み（A）	1,161	1,949	637	607	229	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	117	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,044	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6	3
確保方策合計（B）	1,161	2,086	685	611	310	
過不足（C） = （B） - （A）	0	137	48	4	81	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	-	-	74.7	68.0	36.1	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （E）	0	137	48	4	81	

【単位：人】

令和8年度 変更計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			0歳
			2歳	1歳		
児童数		3,104	916	881	828	
量の見込み (A)	1,180	1,924	660	626	224	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	141	2,086	663	584	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,039	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6	3
確保方策合計 (B)	1,180	2,086	681	610	310	
過不足 (C) = (B) - (A)	0	162	21	▲ 16	86	
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	-	-	74.3	69.2	37.4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)	0	42	14	14	0	
確保後の過不足 (C) + (E)	0	204	35	▲ 2	86	

【単位：人】

令和9年度 現計画					
	1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,977	898	889	845
量の見込み（A）	1,072	1,905	634	610	226
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	96	2,086	663	589
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	976	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	8	8
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6
確保方策合計（B）	1,072	2,086	685	611	310
過不足（C） = （B） - （A）	0	181	51	1	84
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	-	-	76.2	68.7	36.6
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0
確保後の過不足（C） + （E）	0	181	51	1	84

【単位：人】

令和9年度 変更計画					
	1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳
児童数	2,969		881	859	807
量の見込み (A)	1,060	1,909	661	619	218
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	115	2,128	677	598
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	945	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	4	12
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6
確保方策合計 (B)	1,060	2,128	695	624	310
過不足 (C) = (B) - (A)	0	219	34	5	92
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	-	-	78.8	72.6	38.4
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設 (E)	0	0	0	0	0
確保後の過不足 (C) + (E)	0	219	34	5	92

【単位：人】

令和10年度 現計画					
	1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,846	889	876	836
量の見込み（A）	996	1,850	637	610	224
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	77	2,086	663	589
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	919	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	8	8
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6
確保方策合計（B）	996	2,086	685	611	310
過不足（C） = （B） - （A）	0	236	48	1	86
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	-	-	77.0	69.7	37.0
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0
確保後の過不足（C） + （E）	0	236	48	1	86

【単位：人】

令和10年度 変更計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数		2,844	859	837	786	
量の見込み (A)	941	1,903	653	612	213	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	89	2,128	677	598	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	852	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6	3
確保方策合計 (B)	941	2,128	695	624	310	
過不足 (C) = (B) - (A)	0	225	42	12	97	
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	-	-	80.9	74.5	39.4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)	0	0	0	0	0	
確保後の過不足 (C) + (E)	0	225	42	12	97	

【単位：人】

令和11年度 現計画					
	1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,737	876	861	830
量の見込み（A）	930	1,807	636	609	222
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	61	2,086	663	589
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	869	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	8	8
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6
確保方策合計（B）	930	2,086	685	611	310
過不足（C） = （B） - （A）	0	279	49	2	88
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	-	-	78.1	70.9	37.3
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0
確保後の過不足（C） + （E）	0	279	49	2	88

【単位：人】

令和11年度 変更計画					
	1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳
児童数	2,690	837	809	766	
量の見込み (A)	824	1,866	645	599	207
確保方策					
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	63	2,128	677	598 300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	761	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	4	12 4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8 3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6 3
確保方策合計 (B)	824	2,128	695	624	310
過不足 (C) = (B) - (A)	0	262	50	25	103
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	-	-	83.0	77.1	40.4
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設 (E)	0	0	0	0	0
確保後の過不足 (C) + (E)	0	262	50	25	103

5

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の課題について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）は、満3歳以降も含めた小学校就学前の子どもを対象としています。このため、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されるところです。

特に、保育所で実施される乳児等通園支援事業を利用していた子どもにとっては、国の制度では満3歳に到達することにより1号認定を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園又は幼稚園に移ることとなります。教育・保育施設を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供する体制確保について、本市では満3歳児クラスの設置や東京都の独自事業である「多様な他者との関わりの機会創出事業」（幼稚園や保育所等を利用してない未就学児で、継続的に利用を希望する方を対象として、幼稚園や保育所等で子どもを預かり、乳幼児期から他者と関わる場を提供する事業）の実施により努めています。

今般、国の通知に基づき、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について計画に記載する必要が生じたことから、計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業」のうち、「(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の「今後の方向性」を以下のとおり変更します。

6

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 今後の方向性の変更について

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 今後の方向性

現計画	変更計画
本事業は、令和8年度からの本格実施に向けて必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めます。	本事業は、令和8年度からの本格実施に向けて必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めます。併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用を検討している場合には、円滑に移行できるように努めます。